

JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価
by Japan Credit Rating Agency, Ltd.

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりサステナビリティファイナンス・フレームワーク評価の結果を公表します。

株式会社新生銀行の サステナビリティファイナンス・フレームワークに対して SU 1(F)を付与

評価対象：株式会社新生銀行 サステナビリティファイナンス・フレームワーク

＜サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価結果＞

総合評価	SU 1 (F)
グリーン性・ソーシャル性評価 (資金使途)	gs1 (F)
管理・運営・透明性評価	m1 (F)

第1章: 評価の概要

株式会社新生銀行は傘下に新生フィナンシャル株式会社、新生パーソナルローン株式会社、株式会社アプラスフィナンシャル、昭和リース株式会社といったノンバンク子会社のほか、新生信託銀行株式会社、新生証券株式会社などを擁する大手銀行。旧日本長期信用銀行が、公的資金の注入と特別公的管理を経て、2000年に再民営化した。2004年に長期信用銀行から普通銀行に転換している。

ビジネスラインは法人業務、個人業務から構成されている。法人業務は事業法人、公共法人、金融法人向けの法人営業業務、不動産ファイナンスやプロジェクトファイナンスなどのストラクチャードファイナンス業務、クレジットトレーディング、プライベートエクイティ、事業承継といったプリンシパルトランザクションズ業務、昭和リースによるリース業務などにより構成される。個人業務は、リテールバンキング業務および「レイク」ブランドによる無担保ローン業務やアプラスフィナンシャルによるショッピングクレジット・クレジットカード・決済業務などから構成されている。

新生銀行は、マテリアリティの一つとして「社会・環境課題の解決に向けた役割」、具体的な重点施策として、従来の金融サービスでは満たされていない顧客層に対し顧客それぞれのニーズに合わせた金融サービスを提供すること、並びに持続可能な社会資本への資金循環を促進する金融ソリューションを提供す

ることなどを挙げており、本業である金融サービスを通じてサステナビリティに資する取組を推進していくものとしている。

今般の評価対象は、新生銀行が債券および借入金により調達する資金を、環境改善効果および社会的便益を有する資金使途に限定するために定めたサステナビリティファイナンス・フレームワーク（本フレームワーク）である。本フレームワークが「グリーンボンド原則（2018年版）」、「ソーシャルボンド原則（2020年版）」、「サステナビリティボンド・ガイドライン（2018年版）」、「グリーンローン原則（2020年版）」、「グリーンボンドガイドライン（2020年版）」および「グリーンローンガイドライン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（2020年版）」に適合しているか否かの評価を行う。これらの原則等は、それぞれ国際資本市場協会（ICMA）、ローン・マーケット・アソシエーション（LMA）アジア太平洋ローン・マーケット・アソシエーション（APLMA）および Loan Syndications & Trading Association（LSTA）ならびに環境省が自主的に公表している原則またはガイドラインであって規制ではないため、いかなる拘束力を持つものでもないが、現時点において国内外の統一された基準として当該原則およびガイドラインを参照して JCR では評価を行う。

新生銀行では、サステナビリティファイナンスによって調達した資金を、あらかじめ定めた適格クライテリアを満たすグリーンプロジェクトおよび/またはソーシャルプロジェクトに対するファイナンスまたはリファイナンスに充当する予定である。JCR は、資金使途の対象はいずれも環境改善効果および/または社会的便益があると評価している。

資金使途の対象は、経営陣および専門的な知見を有する部署が関与した上で選定されていること、資金管理方法は明確に定められ、適切に管理されることが予定されていること、レポーティングに関し必要な事項について開示予定であることなどから、JCR は本フレームワークのもとで発行されるサステナビリティファイナンスの管理・運営体制が確立され、透明性も高いこと、加えて新生銀行の経営陣がサステナビリティを重要度の高い優先課題として位置付けていることについて確認した。

以上より、本フレームワークについて、JCR サステナビリティファイナンス評価手法に基づき「グリーン性・ソーシャル性評価（資金使途）」を“gs1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とした。この結果、「JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価」を“SU 1(F)”とした。評価結果については次章で詳述する。また、本フレームワークは、「グリーンボンド原則¹」、「ソーシャルボンド原則²」、「サステナビリティボンド・ガイドライン³」、「グリーンローン原則⁴」、「グリーンボンドガイドライン」および「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン⁵」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

¹ グリーンボンド原則 2018 年版

<https://www.icmagroup.org/assets/documents/Regulatory/Green-Bonds/Green-Bonds-Principles-June-2018-270520.pdf>

² ソーシャルボンド原則 2020 年版

<https://www.icmagroup.org/sustainable-finance/the-principles-guidelines-and-handbooks/social-bond-principles-sbp/>

³ サステナビリティボンド・ガイドライン 2018 年版

<https://www.icmagroup.org/assets/documents/Regulatory/Green-Bonds/Sustainability-Bonds-Guidelines-June-2018-270520.pdf>

⁴ LMA (Loan Market Association), APLMA (Asian Market Loan Association) Green Loan Principle 2020, LSTA (Loan Syndications and Trading Association) <https://www.lsta.org/content/green-loan-principles/>

⁵ グリーンボンドガイドライン 2020 年版およびグリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン

<https://www.env.go.jp/press/files/jp/113511.pdf>

第2章:各評価項目における対象事業の現状とJCRの評価

評価フェーズ1：グリーン性・ソーシャル性評価

JCRは評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対するJCRの評価を踏まえ、本フレームワークの資金使途の100%がグリーンプロジェクトまたはソーシャルプロジェクトであると評価し、評価フェーズ1:グリーン性・ソーシャル性評価は、最上位である『gs1(F)』とした。

(1) 評価の視点

本項では最初に、調達資金が明確な環境改善効果をもたらすプロジェクト、もしくは社会的便益をもたらすプロジェクトに充当されていることを確認する。次に、資金使途が環境および社会にネガティブな影響が想定される場合に、その影響について社内の専門部署または外部の第三者機関によって十分に検討され、必要な回避策・緩和策が取られていることについて確認する。最後に、持続可能な開発目標(SDGs)との整合性を確認する。

(2) 評価対象の現状とJCRの評価

<資金使途にかかる本フレームワーク(抜粋)>

新生銀行は、本フレームワークにおいて定めた適格クライテリアを満たす、グリーンプロジェクト、ソーシャルプロジェクト、またはグリーン及びソーシャル双方を併せ持つサステナビリティプロジェクトに対し、それぞれ、グリーンファイナンス、ソーシャルファイナンス、サステナビリティファイナンスを実行する。

■グリーン分野の適格クライテリア

適格性の判断に際しては、「グリーンボンド原則」(ICMA)、「グリーンローン原則」(LMA、APLMA 及び LSTA)、「グリーンボンドガイドライン」及び「グリーンローンガイドライン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」(環境省)等、国内外で指針となっている基準との整合性を取ることで、プロジェクトに明確な環境改善効果が認められることを前提とする。

なお、本調達フレームワークは、以下の3種類のファイナンスを対象とする。

- ・グリーンファイナンス： グリーン分野の適格クライテリアを満たすプロジェクトのみを資金使途とするファイナンス
- ・ソーシャルファイナンス： ソーシャル適格クライテリアを満たすプロジェクトのみを資金使途とするファイナンス
- ・サステナビリティファイナンス： 調達資金の使途全体で、グリーン適格要件及びソーシャル適格要件を満たすファイナンス

分類	適格プロジェクト
①再生可能エネルギー	以下再生可能エネルギーの発電・送電・蓄電施設の開発、建設及び運営事業。いずれも事業に必要な許認可の取得、法令に基づく環境影響評価の終了等を前提とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電 ・風力発電 ・水力発電(大規模発電は改修工事・維持管理費のみ対象、中小水力は30MW未満を対象とする。) ・バイオマス発電(持続可能性が確認されたもの又は廃物由来であることが確認されたものに限る。) ・地熱発電

分類	適格プロジェクト
②エネルギー効率化（省エネ設備）	<ul style="list-style-type: none"> ・ ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）等、省エネ性能の高い建築物の新築 ・ 事務所及び工場への省エネ性能の高い機器・設備の導入・改修 ・ スマートグリッドに関する装置の開発・導入 （以下「③グリーンビルディング」に該当するものは本カテゴリーから除外する）
③グリーンビルディング	下記①-⑤の第三者認証機関の上位2つの認証／再認証のいずれかを取得済若しくは今後取得予定の不動産 <ul style="list-style-type: none"> ① DBJ Green Building認証における5つ星又は4つ星 ② BELS認証における5つ星又は4つ星 ③ CASBEE建築（新築）におけるSランク又はAランク ④ LEED認証におけるPlatinum又はGold ⑤ BREEAM認証におけるOutstanding又はExcellent
④クリーンな輸送	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気自動車、燃料電池自動車等のエネルギー効率に優れる次世代自動車への投資（それらへのリプレース、開発及び製造を含む。） ・ 次世代自動車に関連するインフラストラクチャーの整備 ・ 公共交通機関（化石燃料を使用するものを除く）及び鉄道の建設、運営、改修
⑤汚染の防止と管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ サーキュラーエコノミーの実現に資する事業 ・ 廃棄物のリサイクルや廃棄物処理発電などの汚染防止・管理のための施設の開発、建設、運営に関する事業 ・ 汚染物質の排出を抑制する先進的な設備・技術の導入（削減効果が定量的に評価できることを前提とする。）
⑥気候変動への適応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物流、鉄道、道路、港湾、民間不動産等における防災機能の強化（なお、耐震機能強化はこれに含まない）。 ・ その他気候変動への適応事業への該当性は、環境省及び各地方自治体が定める気候変動適応計画に基づき判断する。

■ ソーシャル分野の適格クライテリア

適格プロジェクトは、資金使途が次に定める適格クライテリアの両方又はいずれか一方を満たすものとする。適格性の判断に際しては、「ソーシャルボンド原則」等、国内外で指針となっている外部基準との整合性を取ることであり、社会的インパクトの実現に繋がっていることを前提とする。

【両方又はいずれか一方を満たすべき適格クライテリア】

- ① プロジェクトそのものが特定の社会課題への対処又は軽減を目指すものであること。
- ② プロジェクトがある一定の対象となる人々に対するポジティブなアウトカムの達成を追求するものであること。

新生銀行は、「プロジェクトの内容」、「社会課題との整合性」、「社会的インパクト」について検討を行い、プロジェクトの裨益者（ひえきしゃ）やプロジェクトが対象とする国又は地域における社会的役割及び意義を踏まえて適格クライテリアへの適合性を判断する（詳しいプロセスはⅢ.2参照）。

分類	適格プロジェクト
①医療	<ul style="list-style-type: none"> ・病院 ・診療所 ・医療技術、医薬品開発事業 等 <p>【事業区分：必要不可欠なサービスへのアクセス】 【対象とする人々：一般の人々】</p>
②子ども	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所 ・学童施設 <p>【事業区分：社会経済的向上とエンパワーメント】 【対象とする人々：子育て世代】</p>
③高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・有料老人ホーム ・サービス付き高齢者向け住宅 ・認知症高齢者グループホーム ・介護老人保健施設 ・デイサービス施設 等 <p>【事業区分：必要不可欠なサービスへのアクセス】 【対象とする人々：高齢者】</p>
④障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者向けグループホーム ・障がい者のアクセシビリティ向上事業 等 <p>【事業区分：必要不可欠なサービスへのアクセス】 【対象とする人々：障がい者】</p>
⑤災害対応	<ul style="list-style-type: none"> ・災害復興関連資金供給等 <p>【事業区分：中小企業向け資金供給を通じた雇用創出及び雇用維持】 【対象とする人々：自然災害の罹災者、感染症の影響を受けた人々】</p>
⑥感染症 (COVID-19)	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症(COVID-19等)の症状緩和、拡大防止等に寄与する国内外の医療施設及び医療関連機器・製品製造会社 ・症状緩和や拡大防止に向けた検査、研究開発に寄与する製薬会社 <p>【事業区分：手ごろな価格の基本的インフラ設備、必要不可欠なサービスへのアクセス】 【対象とする人々：一般の人々、感染症の影響を受けた人々】</p>

＜本フレームワークに対する JCR の評価＞

a. プロジェクトの環境改善効果および社会的便益について

- i. 資金使途の 100%が高い環境改善効果、もしくは社会的便益が期待されるものである。

グリーンプロジェクトの環境改善効果について

1. 再生可能エネルギー

本フレームワークで掲げられた適格グリーンプロジェクトは、太陽光発電設備および風力発電設備をはじめとした再生可能エネルギー発電設備である。太陽光発電・風力発電・水力発電・バイオマス発電および地熱発電は化石燃料を代替することで CO₂ 削減効果を有するクリーンなエネルギーである。なお、新生銀行はグリーン適格性を担保するため、バイオマス発電、水力発電および地熱発電には一定の条件を定めているほか、いずれのプロジェクトにおいても事業に必要な許認可の取得、法令で定められた環境影響評価の終了を前提条件としている。

2020 年 10 月に日本は「2050 年カーボンニュートラル」を宣言しており、2020 年 12 月に公表された「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」においては、2050 年に発電量の約 50～60%を太陽光発電・風力発電・バイオマス発電・地熱発電等の再生可能エネルギーで賄うことを目標に、最大限の導入を図るものとしている。これより、JCR は再生可能エネルギーへの投融資について、2050 年カーボンニュートラルに資する、環境改善効果の高いプロジェクトであると評価している。

本資金使途の対象は、「グリーンボンド原則」、「グリーンローン原則」における「再生可能エネルギー」、「グリーンボンドガイドライン」に例示されている資金使途のうち「再生可能エネルギーに関する事業」に該当する。

2. エネルギー効率化(省エネ設備)

新生銀行は、本カテゴリにおける投融資対象として、ZEB⁶（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）・ZEH⁷（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）に係る事業、事業所および工場への省エネ性能の高い機器・設備の導入・改修などを挙げている。

2018 年 7 月に閣議決定された「エネルギー基本計画」においては、「2030 年までに新築住宅の平均で ZEB/ZEH の実現を目指す」と政策目標を定めている。また、2020 年 12 月に公表された「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」における、住宅・建築物産業の成長戦略工程表では、上記の 2030 年の目標を達成すべく省エネ改修の推進、ZEB や ZEH の普及拡大を進めることとなっている。これより、エネルギー効率化への投融資は環境改善効果が高い。

本資金使途の対象は、「グリーンボンド原則」、「グリーンローン原則」における「省エネルギー」、「グリーンボンドガイドライン」に例示されている資金使途のうち「省エネルギーに関する事業」に該当する。

3. グリーンビルディング

新生銀行は、グリーンビルディングとして、DBJ Green Building 認証、BELS 認証、CASBEE 建築、LEED 認証または BREEAM 認証における上位 2 区分の認証を取得している物件を投融資の対象としている。

⁶ 快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを旨とした建物。

⁷ 外皮の断熱性能等を大幅に向上させ、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー性を実現し、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを旨とした住宅。

DBJ Green Building 認証は、DBJ（日本政策投資銀行）が提供する環境・社会への配慮がなされた不動産を評価する認証制度、BREEAM 認証は、イギリス建築研究所により開発された評価であり、マネジメント、健康、快適性、エネルギー、交通、水、廃棄物、材料など、9のカテゴリによる建築物の環境性能評価手法である。

また、BELS 認証は建築物省エネルギー性能表示制度で、新築・既存の建築物において、省エネ性能を第三者機関が評価し認定する制度、CASBEE 建築は、建築物の環境品質（Q=Quality）と建築物の環境負荷（L=Load）の観点から建築物の環境性能を評価し格付けする手法、LEED 認証は米国グリーンビルディング協会によって開発および運用が行われている、建築と都市の環境についての環境性能評価システムであり、いずれの認証も上位2区分は環境改善効果が期待できる。

本資金使途の対象は、「グリーンボンド原則」、「グリーンローン原則」における「地域、国又は国際的に認知された標準や認証を受けたグリーンビルディング」および「省エネルギー」、「グリーンボンドガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「グリーンビルディングに関する事業」および「省エネルギーに関する事業」に該当する。

4. クリーンな輸送

新生銀行は、電気自動車および電気自動車に関する事業、公共交通機関および鉄道の建設等を資金使途とした投融資を適格クライテリアとして挙げている。

国際的なイニシアチブである Climate Bonds Initiative（CBI）が公表している”Low Carbon Land Transport and the Climate Bond Standard（低炭素陸上輸送に係る気候変動債基準）”（CBS）において、パリ協定で定められた 2℃目標達成に向けて、2050 年までに求められる乗用車の CO₂ 排出上限量を定めている。電気自動車の CO₂ 排出量は、CBS に定められた CO₂ 排出上限量以内であり、基準に適合するものと考えられる。また、化石燃料を使用するものを除く公共交通機関および鉄道は、CO₂ を排出する自動車の代替交通手段であり、運営・改修費に関しては、当該交通機関の利便性向上によりモーダルシフトへ貢献しうるものと考えられる。2020 年 12 月に公表された「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」では、遅くとも 2030 年代半ばまでに、乗用車新車販売で電動車 100%を実現するべく、特にこの 10 年間は電気自動車の導入を強力に進めることを目指している。これより、本カテゴリで対象となるプロジェクトは、環境改善効果が期待できる。

本資金使途の対象は、「グリーンボンド原則」、「グリーンローン原則」における「クリーン輸送」、「グリーンボンドガイドライン」に例示されている資金使途のうち「クリーンな運輸に関する事業」に該当する。

5. 汚染の防止と管理

新生銀行は、汚染物質の排出を抑制する先進的な設備・技術の導入費用および廃棄物のリサイクル等を汚染の防止と管理の適格クライテリアとして挙げている。これまでも、船舶向けファイナンスを通じて、バラスト水（大型船舶が航行時のバランスをとるために船内に貯留する海水）処理設備、スクラバー（脱硫装置）を搭載した船舶、LNG 燃料船等、環境への配慮がなされた船舶等への投資を行っている。

船舶の航行による環境汚染の防止のため必要な対策等を定めた MARPOL 条約（1973 年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する 1978 年の議定書）では、SOX の排出と温室効果ガスの排出に関する規制が行われており、規制値の段階的な引き上げが行われている。このうち、SOX の排出について、現状では、一般海域において硫黄分 3.5%以下の燃料を使用することが求められているが、2020 年 1 月より 0.5%に引き下げられる。スクラバーの設置は、こうした SOX の排出規制の要求事項に定めるものとなっている。また、2017 年 9 月に発効した「2004 年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約」（バラスト水管理条約）は、船舶のバラスト水による

海洋環境に影響を及ぼす水生生物の越境移動を防止することを目的としており、基準値を超えるバラスト水の排出が禁止されることとなり、船舶ごとにバラスト水処理設備の設置やバラスト水の管理計画の策定等が求められている。これより、汚染の防止・管理に関する投資は環境改善効果が期待できる。

本資金使途の対象は、「グリーンボンド原則」、「グリーンローン原則」における「汚染防止および抑制」、「グリーンボンドガイドライン」に例示されている資金使途のうち「汚染の防止と管理に関する事業」に該当する。

6. 気候変動への適応

新生銀行は、気候変動の適応にかかる適格クライテリアとして、物流、鉄道、道路、港湾、民間不動産等における防災機能の強化等を挙げている。

気候変動により、近年自然災害が激甚化しており、インフラ設備を中心に想定を超える風水害へ適応し、二次災害を防ぐための強靱化にかかる整備は重要となっている。これらの気候変動に適応するための整備を行うことで、当該インフラ設備等の近隣エリアの持続可能性を高めることにつながるため、意義の高いプロジェクトであると評価している。

本資金使途の対象は、「グリーンボンド原則」、「グリーンローン原則」における「気候変動への適応」、「グリーンボンドガイドライン」に例示されている資金使途のうち「気候変動に対する適応に関する事業」に該当する。

ソーシャルプロジェクトの社会的便益について

1. 医療施設

新生銀行は、医療関連の投資として、病院や医療技術・製薬開発事業等への投融資を適格クライテリアとしている。

医療施設は近隣住民にとって重要なインフラであり、病気の治癒等に資する医療・製薬に関する投資も国民が健康な生活を送るために必要不可欠なサービスであると考えられる。近年は、超高齢化の影響もあり、地域包括ケアシステムの中核としての役割や新型コロナウイルス感染症拡大防止のためのPCR検査の実施や患者の治療対応など、その社会的重要性が一層高まっている。

これより、医療施設への投融資は「ソーシャルボンド原則」に定義されているプロジェクトのうち、医療施設を利用する一般の人々を対象とする「必要不可欠なサービスへのアクセス」として社会的便益があると評価している。

2. 子どもを対象とした施設

新生銀行は、子どもを対象とした施設への投融資として、保育所や学童施設などを適格クライテリアとしている。

日本政府は待機児童問題（保育所への入所申請がなされており入所条件を満たしているにもかかわらず、保育所に入所できない状態にある児童が存在する問題）について、2013年4月に「待機児童解消加速化プラン」を策定し、2013年から2017年度までの5年間に保育の受け皿を約50万人分増加させることを目標に、自治体が行う保育所の整備などの取り組みについて支援を行ってきた。2018年度からは「ニッポン一億総活躍プラン」の施策として「子育て安心プラン」を公表している。これは、「待機児童解消加速化プラン」の取り組み結果を受けて2022年度末までの5年間で、約32万人分の保育の受け皿を準備するというプランである。

これより、子どもを対象とした施設への投融資は、「ソーシャルボンド原則」に定義されているプロジェクトのうち、子育て世代を対象とする「社会経済的向上・エンパワーメント」として社会的便益があると評価している。

3. 高齢者向け施設

新生銀行は、高齢者向け施設への投融資として、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などを適格クライテリアとしている。

日本は、現在急速に進展する少子高齢化の問題に直面している。国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口（2017年4月推計）をみると、2025年における75歳以上人口は約2,180万人で、全国のおよそ5人に1人が75歳以上の高齢者となる。2015年時点では総人口の26%だった65歳以上人口は、2025年時点推計では、総人口の約30%、全国で約3,677万人、東京都では約332万人に達すると予測されている。

2015年時点では75歳以上の世帯のうち、37.9%の世帯は未婚、離婚、別居、死別などによる「単独世帯」だったが、2040年には42.1%とほぼ半数が単独世帯となる見込みである。高齢者の単独世帯については、介護を要しない自立して生活できる高齢者であっても、有事の際の支援体制や孤独死防止の観点から、24時間管理体制や必要に応じて外部の介護・医療施設と連携している等のサービスが付帯された居住施設の整備が、今後の超高齢社会に向けて重要である。

これより、高齢者向け施設への投融資は、「ソーシャルボンド原則」に定義されているプロジェクトのうち、高齢者を対象とする「必要不可欠なサービスへのアクセス」として社会的便益があると評価している。

4. 障がい者を対象とした投融資

新生銀行は、障がい者を対象とした投融資として、障がい者向けグループホーム、障がい者のアクセシビリティ向上事業等を適格クライテリアとしている。

日本政府が策定した「SDGs実施指針」では、優先課題の一つに「あらゆる人々が活躍する社会の実現」を挙げており、SDGsアクションプランの中では、当該課題の解決に向けた具体的な取組の一つとして、バリアフリー・ダイバーシティにかかる取組を推進することとしている。

これより、障がい者を対象とした投融資は、「ソーシャルボンド原則」に定義されているプロジェクトのうち、障がい者を対象とする「必要不可欠なサービスへのアクセス」として社会的便益があると評価している。

5. 災害対応の融資等

新生銀行では、自然災害により被害を受けた人々および感染症により新たな資金ニーズが発生している人々に対しての資金供給を適格クライテリアに挙げている。自然災害や感染症の拡大は、発生した地域に経済的な面を含め甚大な影響をもたらす。このような被害を受けている人々の社会的課題の解決に資するため、新生銀行は個人向けサービスの一環として、ローン等の資金供給を行うことを検討している。これにより、自然災害の罹災者および感染症により影響を受けた企業が事業を継続したり、健康や安全をより保ちやすくすることに貢献しうる。

これより災害対応の融資等は、「ソーシャルボンド原則」に定義されているプロジェクトのうち、自然災害の罹災者および感染症拡大により影響を受けた人々を対象とした「社会経済的向上・エンパワーメント」として社会的便益があると評価している。

6. 感染症(COVID-19)に対応した費用

新生銀行は、感染症（COVID-19）に対応した費用として、感染症の症状緩和、拡大防止等に寄与する国内外の医療施設および医療関連機器・製薬会社等を適格クライテリアとしている。

COVID-19 にかかる感染症拡大は、世界的な社会問題であり、国内の医療機関でも感染症拡大の影響を受け、通常通りの診療が困難になることにより収入が減少しているところがある。ICMA では、COVID-19 にかかるソーシャルボンドに関する Q&A⁸において、感染症の拡大によって発生した社会課題の解決に資する資金使途、もしくは感染症拡大に対してポジティブなアウトカムをもたらす資金使途を COVID-19 にかかるソーシャルボンドとみなしている。また、具体的な資金使途の例として、医療施設のサービスや施設のキャパシティや効率性を高めるような支出、影響を受けた中小企業の雇用創出を支援する中小企業向けローン、感染症により発生した失業を防止または緩和するためのプロジェクトとしている。

これより、感染症（COVID-19）に対応した費用は、「ソーシャルボンド原則」に定義されているプロジェクトのうち、一般の人々および感染症の影響を受けた人々を対象とする「必要不可欠なサービスへのアクセス」、「社会経済的向上・エンパワーメント」として社会的便益があると評価している。

b. 環境・社会的リスクについて

新生銀行では、資金使途の対象としているプロジェクトのネガティブなインパクトとして以下の項目を中心としたリスクの該当有無の確認および検証を行い、投融資を行うに際しての環境・社会面に与える影響を精査している。新生銀行では、特に環境社会面の潜在的なネガティブインパクトが大きいと考えられる案件や影響が不明な案件については、外部専門家の知見を活用し、ネガティブな影響およびその緩和策の適切性などについて、照会している。これより、JCR は資金使途の対象となるプロジェクトの環境および社会に対する負の影響について、適切に配慮されていることを確認した。

プロジェクト分類	想定される主なリスク
再生可能エネルギー	生態系の破壊や森林消失、濁水流出、景観への悪影響、騒音・振動（低周波音含む）ほか
エネルギー効率化	騒音・振動、廃棄物の不適正処理
グリーンビルディング	騒音・振動、ジェントリフィケーション、交通量の変化に伴う近隣への影響、周辺への日照変化ほか
クリーンな輸送	廃棄物の不適正処理、不適正なレアメタル使用、騒音、処理に伴う有害物質流出ほか
汚染の防止と管理	施設的环境影響、運営に伴う騒音・振動・悪臭、搬出入車両の増加、大気汚染、有害物質の漏洩ほか
気候変動への適応	騒音・振動、生態系への悪影響ほか
医療、子ども、高齢者、障がい者	物件の環境影響（土壌汚染、有害物質等）、労働環境、人権配慮（虐待・身体拘束）、感染症対策、地域コミュニティとの関係ほか
感染症	安全性、ビジネス倫理（販売慣行を含む）、労働環境、有害物質の不適正処理、コンプライアンスほか

⁸ <https://www.icmagroup.org/assets/documents/Regulatory/Green-Bonds/Social-Bonds-Covid-QA310320.pdf>

c. SDGs との整合性について

i. ICMA の SDGs マッピングとの整合性

資金使途の対象となるプロジェクトは、ICMA の SDGs マッピングに照らすと、以下の SDGs の目標およびターゲットに貢献すると評価した。



目標 3 : すべての人に健康と福祉を

ターゲット 3.9 2030 年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質および土壌の汚染による死亡および疾病の件数を大幅に減少させる。



目標 7 : エネルギーをみんなに そしてクリーンに

ターゲット 7.2. 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。



目標 8 : 働きがいも経済成長も

ターゲット 8.4. 2030 年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する 10 年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。



目標 9 : 産業と技術革新の基盤をつくろう

ターゲット 9.1. すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。

ターゲット 9.4. 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術および環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。



目標 11 : 住み続けられる街づくりを

ターゲット 11.3. 2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。

ターゲット 11.6. 2030 年までに、大気、水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。



目標 12 : つくる責任、つかう責任

ターゲット 12.4. 2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。



目標 13 : 気候変動に具体的な対策を

ターゲット 13.1. すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）および適応の能力を強化する。

ii. 日本の SDGs 達成に向けた施策との整合性

資金使途の対象となるプロジェクトは、日本政府が SDGs 達成目標として掲げる「SDGs を達成するための具体的施策⁹」のうち、以下の項目に整合していることを確認した。

実施指針 1. あらゆる人々の活躍の推進

特に関連が深いと思われる SDGs と日本の重点課題： 1(貧困)、4(教育)、5(ジェンダー)、8(経済成長と雇用)、10(格差)、12(持続可能な生産と消費)等			
国内の施策			
	施策概要	ターゲット	指標
障害者基本計画(第3次)に規定する施策の推進	<p>障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現に向け、障害者の自立と社会参加の支援等のための次に掲げる施策等の一層の推進を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 生活支援に関する施策 保健・医療に関する施策 教育、文化芸術活動・スポーツ等に関する施策 雇用・就業、経済的自立の支援に関する施策 生活環境に関する施策 情報アクセシビリティに関する施策 安全・安心に関する施策 差別の解消及び権利擁護の推進に関する施策 行政サービス等における配慮に関する施策 国際協力に関する施策 	     	障害者基本計画関連成果目標の達成状況

⁹ 全国務大臣を構成員とする持続可能な開発目標(SDGs)推進本部により定められた持続可能な開発目標(SDGs)実施指針の具体的施策。

実施指針 2. 健康・長寿の推進

特に関連が深いと思われる SDGs: 3(保健)等			
国内の施策			
	施策概要	ターゲット	指標
一億総活躍社会の実現: 安心ににつながる社会保障	介護をしながら仕事を続けることができる「介護離職ゼロ」という明確な目標を掲げ、現役世代の「安心」を確保する社会保障制度へと改革を進めることにより、希望する介護サービスを利用でき、介護に不安なく取り組み、介護と仕事を両立でき、健康を長い間維持するなど安心して生活できる社会を創り上げる。	 3 すべての人に健康と福祉を 8 働きがいも経済成長も 10 人や国の不平等をなくそう	「日本一億総活躍プラン」の指標 ①2020 年代初頭まで介護基盤の整備 拡大量: 50 万人分以上(サービス付き高齢者向け住宅約 2 万人分を含む) ②2020 年代初頭まで介護施設・サービスを利用できないことを理由とする介護離職をなくす。 要介護 3 以上の特養自宅待機者を解消する

実施指針 3. 成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション

特に関連が深いと思われる SDGs と日本の重点課題: 8(働きがいも経済成長も)、9(産業と技術革新の基礎をつくろう)、11(住み続けられるまちづくりを)			
国内の施策			
	施策概要	ターゲット	指標
希望を生み出す強い経済	5(1)多様な公的保険外サービスを創出しつつ、医療・介護の質や生産性の向上、国民の生活の質の向上を図っていく。 5(2)省エネ・再エネ・資源などエネルギー・環境分野の取組の強化により、経済成長と温室効果ガスの排出抑制を併せて実現する。	 8 働きがいも経済成長も 9 産業と技術革新の基盤をつくろう 11 住み続けられるまちづくりを	「ニッポン一億総活躍プラン」に掲げられた指標

実施指針 5. 省・再生可能エネルギー、気候変動対策、循環型社会

特に関連が深いと思われる SDGs と日本の重点課題：
7(エネルギー)、12(持続可能な生産と消費)、13(気候変動)

国内の施策

施策概要		ターゲット	指標
再生可能エネルギーの導入促進	再生可能エネルギーの最大限導入と国民負担の抑制の両立に向け、2016 年5月に FIT 法の改正を行ったところ。併せて、低コスト化・高効率化のための技術開発などの施策を通じて導入拡大に取り組んでいる。	<p>7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p>  <p>9 産業と技術革新の 基盤をつくろう</p>  <p>11 住み続けられる まちづくりを</p> 	「ニッポン一億総活躍プラン」に掲げられた指標

評価フェーズ2：管理・運営・透明性評価

JCRは評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対するJCRの評価を踏まえ、管理・運営体制がしっかり整備され、透明性も非常に高く、計画どおりの事業の実施、調達資金の充度が十分に期待できると評価し、評価フェーズ2:管理・運営・透明性評価は、最上位である『m1(F)』とした。

1. 資金使途の選定基準とそのプロセスに係る妥当性および透明性

(1) 評価の視点

本項では、サステナビリティファイナンスを通じて実現しようとする目標、プロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性および一連のプロセスが適切に投資家等に開示されているか否かについて確認する。

(2) 評価対象の現状とJCRの評価

a. 目標

<目標にかかる本フレームワーク(抜粋)>

1. 長期ビジョンにたったサステナビリティ（グリーン・ソーシャル）投融資方針

- ・ 新生銀行グループは、経営上の重点課題（マテリアリティ）の一つとして、「社会・環境課題の解決に向けた役割」を掲げ、この中で具体的な重点施策として、従来の金融サービスでは満たされていない顧客層に対し顧客それぞれのニーズに合わせた金融サービスを提供すること、並びに持続可能な社会資本への資金循環を促進する金融ソリューションを提供することなどを定めています。
- ・ また、グループ ESG 経営ポリシーにおいて、ESG 投融資の推進により持続可能な社会の形成に貢献することを標ぼうしています。これまで、再生可能エネルギーに対するプロジェクトファイナンス、介護・医療関連施設へのファイナンス、グループ会社を通じたインパクト投資の推進等、新生銀行グループ全体で社会・環境課題の解決に資するプロジェクトに積極的に取り組んできました。
- ・ 2020年2月には、銀行の法人ビジネスにおいて、「サステナブルインパクト推進部」を設立しました。ファイナンスを通じて、投融資先の事業活動が社会へ与える正のインパクトの増大及び負のインパクトを低減することを目的としています。
- ・ 本フレームワークに即したサステナビリティファイナンスによる資金調達は、サステナブルインパクトのコンセプトに準ずる新生銀行グループの持続可能な成長機会に対応し、運用・調達両面での一貫性・整合性のある調達手段の確保として位置付けられるものです。

<本フレームワークに対するJCRの評価>

新生銀行グループは、金融アクセス（従来の金融サービスでは満たされていない顧客ニーズに対するサービスの提供）、社会の適切な資金循環の創出（持続可能な社会資本への資金循環を促進するソリューションの提供）等を通じて「社会・環境課題の解決に向けた役割」を果たすことをマテリアリティ

として挙げている。本フレームワークで定められた適格クライテリアは、環境問題および社会問題の解決に資するプロジェクトが対象となっている。

これより JCR は、新生銀行によるサステナビリティファイナンスの実行は、新生銀行の目標と整合的であると評価している。

b. 選定基準

本フレームワークにおける資金使途の選定基準は、評価フェーズ 1 に記載の通りであり、JCR はこの選定基準について、高い環境改善効果および社会的便益が期待できると評価している。

c. プロセス

<選定プロセスにかかる本フレームワーク(抜粋)>

2.1 候補となるプロジェクトの選定を行うプロセス

- 1) 調達した資金を充当する適格プロジェクトの選定に関しては、グループ法人企画部及びサステナブルインパクト推進部が、本調達フレームワークに定める適格クライテリアを踏まえ、候補となるプロジェクト/融資を選定する。選定にあたっては、「新生グリーン/ソーシャル/サステナビリティファイナンス評価」を取得した案件は取得していない案件に比べて優先的に候補となる場合がある (2.2.3 参照)。
- 2) グループ法人企画部及びサステナブルインパクト推進部は、候補として選定したプロジェクトを所管するフロント関連部署に対し、候補プロジェクトを適格プロジェクトとして選定することを通知する。期限前弁済が予定されているなどの理由により、所管部署が適格プロジェクトからの除外を希望する場合には、当該プロジェクトを除いたものを候補プロジェクトとする。

2.2 候補プロジェクトについて本調達フレームワークへの適合性を確認するプロセス

サステナブルインパクト評価室は、2.1 で選定された候補プロジェクトについて、本調達フレームワークに定める適格クライテリアへの適合性及びグリーンボンド原則やソーシャルボンド原則等の外部基準に照らして国際的にもサステナビリティファイナンスの適格プロジェクトとして認められ得るかについて確認を行う。サステナブルインパクト評価室は、グループトレジャリー部、グループ法人企画部及びサステナブルインパクト推進部に対し、確認結果を報告する。

2.3 選定するプロジェクトの最終判断を行うプロセス

サステナビリティファイナンスにより調達する資金を充当する適格プロジェクトの最終判断は、グループトレジャリー部 GM、グループ法人企画部長及びサステナブルインパクト推進部長を決裁権限者とする。

<本フレームワークに対する JCR の評価>

資金使途の対象となるプロジェクトは、法人ビジネス部門を一元的に管理している部署およびサステナビリティに関する専門的知見を有する部署が関与した上で選定され、プロジェクトに関連する部署の責任者により最終決定がなされる。これより、選定プロセスは適切に定められていると JCR では評価している。

なお、新生銀行のサステナビリティファイナンスの実行における目標、選定基準およびプロセスは、発行登録書および本評価レポート等によって投資家に開示されることが予定されている。JCR は、投資家に対する透明性は確保されていると評価している。

2. 資金管理の妥当性および透明性

(1) 評価の視点

調達資金の管理方法は、発行体によって多種多様であることが通常想定されるが、サステナビリティファイナンスにより調達された資金が、確実にグリーンプロジェクトおよびソーシャルプロジェクトのそれぞれに充当されること、また、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が整備されているか否かを確認する。

また、サステナビリティファイナンスにより調達した資金が、早期に各適格プロジェクトに充当される予定となっているか、また、未充当資金の管理・運用方法の評価についても重視している。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

<資金管理にかかる本フレームワーク>

1. 調達資金と資産の紐づけ方法

調達資金の管理は、グループ法人企画部及びグループトレジャリー部が残存期間にわたりこれを行う。

グループ法人企画部は、新生銀行の社内システムを使用してデータを取得し、適格グリーン及びソーシャルプロジェクトへの資金の充当状況を、少なくとも四半期に 1 回以上モニタリング及び追跡管理し、グループトレジャリー部、サステナブルインパクト推進部、及びグループ経営企画部宛に報告する。なお、調達資金と紐づけていた資産の残高が、期限前弁済などにより減少し、未充当資金が発生することとなった場合には、速やかに未充当資金を新たな適格プロジェクトに充当することとし、「2.プロジェクトの選定プロセス」に則り新たな適格プロジェクトの選定を行う。また、グリーンファイナンスまたはソーシャルファイナンスにより調達した資金の充当は各々の適格クライテリアを満たすように、サステナビリティファイナンスにより調達した資金の充当は、再充当後の資金使途の全体で、グリーン分野の適格クライテリア及びソーシャル分野の適格クライテリアを満たすよう再充当する。

2. 調達資金の追跡管理の方法

「1.調達資金と資産の紐づけ方法」に定めるとおり。

3. 追跡管理に関する内部統制及び外部監査

四半期ごとの会計監査を監査法人が行っており、会計帳簿は監査に備えて適切に保管される体制となっている。なお、資金充当状況については、四半期ごとにグループトレジャリー部にてチーフオフィサー企画財務まで報告する方針となっている。また、少なくともサステナビリティファイナンスで調達する資金の全額が充当されるまでの間、外部評価機関に年次レビューを委託する予定である。

4. 未充当資金の管理方法

未充当資金が生じている場合、新生銀行は未充当額と同額を、現金又は現金同等物、又は市場性のある証券にて管理する。

＜本フレームワークに対する JCR の評価＞

サステナビリティファイナンスにより調達した資金は、グループトレジャリー部およびグループ法人企画部によって、社内システムを用いて追跡管理される。当該追跡管理は、定期的に他部へ報告がなされる仕組みがあること、また内部監査および会計監査の対象になっていることから統制が働く仕組みが構築されている。

調達資金が資金使途の対象に充当されるまでの間、調達資金は現金または現金同等物にて管理されることが予定されている。また、期限全返済等によって資金使途の対象がなくなり未充当資金が発生した場合、新生銀行では調達した資金を、適格クライテリアを満たす代替のプロジェクトに充当することとしている。また、サステナビリティファイナンスに関連する書類は、当該サステナビリティファイナンスが償還されるまで保管されることとなっており、適切な体制が整備されている。

これより、新生銀行の資金管理の妥当性および透明性は高いと JCR では評価している。

3. レポーティング

(1) 評価の視点

本項では、サステナビリティファイナンス調達前後の投資家等への開示体制が詳細かつ実効性のある形で計画されているか否かを、サステナビリティファイナンス調達時点において評価する。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

＜レポーティングにかかる本フレームワーク(抜粋)＞

1. 資金の充当状況に関する開示

新生銀行は、少なくとも全額が充当されるまで年 1 回に、また資金の充当状況に関する重大な変更が生じた場合には適時に、資金の充当状況をウェブサイト上で開示する。開示内容には、資金使途の対象となるプロジェクトの分類及び当該プロジェクト分類への充当金額を含み、開示は、年度末（3 月末日）を基準とし、基準日から 3 ヶ月以内（6 月末まで）に行う。

2. インパクト・レポーティングの開示方法及び開示頻度

新生銀行は、当該ファイナンスで調達した資金が全額返済又は償還されるまでの間、毎年 1 回以上の頻度で、「3.インパクト・レポーティングにおける KPI」に定める情報を含むインパクト・レポーティングを、ウェブサイト上で開示する。開示は、年度末（3 月末日）を基準とし、基準日から 3 ヶ月以内（6 月末まで）に行う。

3. インパクト・レポーティングにおける KPI (Key Performance Indicator)

インパクト・レポーティングにおけるパフォーマンス指標は以下を例とし、資金を充当するプロジェクトに応じて可能な限り客観的かつ定量的な指標を開示する。ソーシャルプロジェクトについてはアウトプット指標、アウトカム指標及びインパクト指標を開示する。ただし、アウトカム及びインパクトは一般的に定量化が困難な場合も多いことから定性的な情報も活用することとし、インパクトの開示としては、主にプロジェクトにより見込まれる SDGs や国・地域の目標への貢献を開示する。

＜本フレームワークに対する JCR の評価＞

a. 資金の充当状況にかかるレポーティング

新生銀行は、資金の充当状況にかかるレポーティングを新生銀行のウェブサイト上で開示する。開示内容としては、資金使途の対象となるプロジェクト分類およびその金額の他に、資金の充当状況に関する重大な変更が生じた場合の開示も含まれる予定となっている。これより、資金充当にかかるレポーティングは適切であると判断している。

b. 環境改善効果および社会的便益にかかるレポーティング

新生銀行では、グリーンプロジェクトおよびソーシャルプロジェクトにかかるレポーティングとして、以下の項目を開示することを予定している。

グリーンプロジェクト

分類	インパクト・レポーティング指標例
① 再生可能エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> 発電量実績 CO2排出削減相当量
② エネルギー効率化（省エネ設備）	<ul style="list-style-type: none"> 設備の概要、機器数 CO2排出削減相当量
③ グリーンビルディング	<ul style="list-style-type: none"> 対象物件のグリーン認証内容 CO2排出削減相当量 エネルギー効率
④ クリーンな輸送	<ul style="list-style-type: none"> CO2排出削減相当量
⑤ 汚染の防止と管理	<ul style="list-style-type: none"> 設備の概要（規模や機器数） 汚染物質削減量 廃棄物処理量・廃棄物発生量の変化 リサイクル量
⑥ 気候変動への適応	<ul style="list-style-type: none"> 適応策を講じることにより減少が見込まれる被害の内容

ソーシャルプロジェクト

分類	アウトプット指標例	アウトカム指標例	インパクト指標例 (定性指標)
① 医療	<ul style="list-style-type: none"> 対象施設や設備の種別や規模（病床数等） 対象となる人々 	<ul style="list-style-type: none"> 稼働にかかる情報 サービスを受ける人数 	プロジェクトの実施により期待されるSDGsや国・地域の目標への貢献
② 子ども	<ul style="list-style-type: none"> 対象施設の種別や規模（定員数等） 対象となる人々 	<ul style="list-style-type: none"> 稼働にかかる情報 サービスを受ける人数 	
③ 高齢者	<ul style="list-style-type: none"> 対象施設の種別や規模（居室数、定員数等） 対象となる人々 	<ul style="list-style-type: none"> 稼働にかかる情報 サービスを受ける人数 在宅復帰、在宅療養支援等にかかる情報 	
④ 障がい者	<ul style="list-style-type: none"> 対象施設の種別や規模（居室数、定員数等） 対象となる人々 	<ul style="list-style-type: none"> 稼働にかかる情報 サービスを受ける人数 	
⑤ 災害対応	<ul style="list-style-type: none"> 投融資件数 支援企業数 	<ul style="list-style-type: none"> 創出、維持された雇用者数 	
⑥ 感染症 (COVID-19)	<ul style="list-style-type: none"> 投融資件数 支援企業数 対象施設や設備の種別や規模 	<ul style="list-style-type: none"> ワクチン等の供給数、開発件数、製造機器数 	

いずれの指標も、環境改善効果および社会的便益を示すのに適切であると JCR は評価した。

4. 組織のサステナビリティに対する取り組み

(1) 評価の視点

本項では、発行体の経営陣がサステナビリティに係る課題について、経営の優先度の高い重要課題と位置づけているか、環境・社会等を含むサステナビリティに係る分野を専門的に扱う部署の設置または外部機関との連携によって、サステナビリティファイナンス発行方針・プロセス、プロジェクトの選定基準などが明確に位置づけられているか、等を評価する。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

新生銀行グループでは、これまで再生可能エネルギーに対するプロジェクトファイナンス、介護・医療関連施設へのファイナンス、グループ会社を通じたインパクト投資¹⁰の推進等を通じて、社会・環境課題の解決に資するプロジェクトや事業者への投融資に積極的に取り組んできた。

新生銀行では、環境問題および社会問題への取り組みに関する基本的な考え方と方向性を示すグループ ESG 経営ポリシーを策定している。新生銀行の環境・社会問題解決に貢献しうる投融資は、明確なポリシーに基づき行われる体制となっている。

2020年5月には、新生銀行がグリーンプロジェクト、ソーシャルプロジェクトおよびサステナビリティプロジェクトを対象としてローンを提供するためのフレームワークである「新生グリーン/ソーシャル/サステナビリティファイナンスフレームワーク」を策定している。これにより、持続可能な社会資本の資金循環を促進する金融ソリューションの提供を促し、ファイナンスを通じて社会・環境課題の解決を果たすことを目指している。

新生銀行では、サステナビリティマネジメントを行う合議体として、チーフ サステナビリティ オフィサーを委員長とするグループサステナビリティ委員会が新生銀行内の重要な委員会の一つとして設置されている。また、当該委員会の事務局であり、新生銀行グループ全体の取組を企画・推進する部署としてサステナビリティ企画室、サステナビリティに関連するビジネスを企画・推進する専門部署として、法人ビジネスにサステナブルインパクト推進部、個人ビジネスにサステナビリティ推進室が設立されており、多面的に取り組みを推進していく体制が構築されている。新生銀行のサステナビリティに係る活動は、外部の有識者やコンサルタントなどの専門的知見を生かしたうえで、客観性を以て進められている。

新生銀行は、「国連グローバル・コンパクト」、「21世紀金融行動原則」および「女性のエンパワーメント原則」に署名している。2020年4月に赤道原則を採択しており、本フレームワークにおいても、赤道原則への準拠などを確認するプロセスを採用している。また、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言への賛同を表明しており、ウェブサイトおよび統合報告書において、業務を通じた環境問題への取組について開示を行っている。

以上より、JCR では、新生銀行がサステナビリティを経営の優先課題ととらえ、業務を通じた各種取り組みを通じて環境問題および社会問題の課題解決に取り組んでいるものと評価している。

¹⁰ 社会課題の解決に資する企業に対する投資を行うことを通じて、経済的リターンと社会的リターンの両立を目指す投資を指す。

■評価結果

本フレームワークについて、JCRサステナビリティファイナンス評価手法に基づき「グリーン性・ソーシャル性評価（資金使途）」を“gs1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とした。この結果、「JCRサステナビリティファイナンス・フレームワーク評価」を“SU 1(F)”とした。また、本フレームワークは、「グリーンボンド原則」、「ソーシャルボンド原則」、「サステナビリティボンド・ガイドライン」、環境省による「グリーンボンドガイドライン」および「グリーンローンガイドライン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

【JCR サステナビリティファイナンス評価マトリックス】

		管理・運営・透明性評価				
		m1(F)	m2(F)	m3(F)	m4(F)	m5(F)
グリーン性・ ソーシャル性 評価	gs1(F)	SU 1(F)	SU 2(F)	SU 3(F)	SU 4(F)	SU 5(F)
	gs2(F)	SU 2(F)	SU 2(F)	SU 3(F)	SU 4(F)	SU 5(F)
	gs3(F)	SU 3(F)	SU 3(F)	SU 4(F)	SU 5(F)	評価対象外
	gs4(F)	SU 4(F)	SU 4(F)	SU 5(F)	評価対象外	評価対象外
	gs5(F)	SU 5(F)	SU 5(F)	評価対象外	評価対象外	評価対象外

■評価対象

発行体/借入人：株式会社新生銀行（証券コード：8303）

【新規】

対象	評価
サステナビリティファイナンス・フレームワーク	JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価 ： SU 1(F) グリーン性・ソーシャル性評価 ： gs1(F) 管理・運営・透明性評価 ： m1(F)

(担当) 梶原 敦子・菊池 理恵子

本件サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価に関する重要な説明

1. JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価は、評価対象であるサステナビリティファイナンスの発行により調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトおよびソーシャルプロジェクトに充当される程度ならびに当該サステナビリティファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該サステナビリティファイナンスで調達される資金の充当ならびに資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を完全に表示しているものではありません。

JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価は、サステナビリティファイナンスの調達計画時点または実行時点における資金の充当等の計画または状況の評価するものであり、将来における資金の充当等の状況を保証するものではありません。また、JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価は、サステナビリティファイナンスが環境、社会的課題に及ぼす効果を証明するものではなく、環境、社会的課題に及ぼす効果について責任を負うものではありません。サステナビリティファイナンスの発行により調達される資金が環境、社会的課題に及ぼす効果について、JCR は発行体または発行体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR サステナビリティファイナンス評価手法」として掲載しています。

3. 信用格付業にかかるとの関係

JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価上の第三者性

本評価対象者と JCR の間に、利益相反を生じさせる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であると問わず、当該情報の正確性、結果的正確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であると問わず、一切責任を負いません。JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価は、評価の対象であるサステナビリティファイナンス・フレームワークの下起債される個別債券にかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャル・ペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価のデータを含め、本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価のデータを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価：サステナビリティファイナンスにより調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトまたはソーシャルプロジェクトに充当される程度ならびに当該サステナビリティファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は 5 段階で、上位のものから順に、SU 1 (F)、SU 2 (F)、SU 3 (F)、SU 4 (F)、SU 5 (F) の評価記号を用いて表示されます。

■サステナブルファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・ 環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録
- ・ UNEP FI ポジティブインパクト金融原則 作業部会メンバー
- ・ Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候変動イニシアチブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・ 信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号
- ・ EU Certified Credit Rating Agency
- ・ NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル